

設計科学としての政策 法学の夢想

国家や地方公共団体の政策は、民主的法治国家では、法令・条例の形を取る。そこで、政策を適切に策定し、それを合理的な法の形にする作業が極めて重要になる。しかし、これは極めて難しい課題である。

法を創る作業のかなりは、これまでも法律学の素養のある者が中心となつてきている。ところが、法律家の任務は解釈学である。解釈学とは、学問と称しながら、実は、既存の法を前提として、法が明確でなかったり、不備である場合に、上位法などとの整合関係を考えながら、その意味を明らかにする作業、いわば不備な点を修復する中古車修復作業である。あるいは現行法の解釈として行われた判例の分析を中心としている。それでは不備な現行法を抜け出すことはできない。むしろ、それは、新しい立法ができれば、万巻の書物も反故になる（キルヒマン「科学としての法学の無価値性」1848年）という、ある意味

では哀しい学問である。こうした解釈学の素養しかない法律専門家に、新しい政策のスキームである立法を任せることは不適切である。

それでも、法律学は、政策を法制度化するに当たって大きな役割を果たす。法律学は単にテニオハを直し、法技術的な約束事に当てはめているだけではなく、法における基本的な約束事との関係を整理し、法体系全体の整合性、憲法への適合性にも意を用いている。たとえば、大津波にさらわれないように、浸水地域に建築制限を課するという政策では、それによって失われる財産の価値に十分に配慮しなければならない。

ただ、これだけでは政策は作れない。法律学の役割はパソコンの外箱のようなもので、CPU等の中身に当たる政策を創るのは、学問的に言えば、法律学ではなく、経済学、社会学、心理学、教育学、関連する自然科学、工学、医学などの分野の知見である。しかし、これらは法制度の枠を無視する議論も少なくない。

そこで、政策づくりに当たっては、政策学と法律学との対話が重要になる。

また、道交法、建基法、売春防止法は三大ざる法と言われているが、法制度を作るに当たっては、法制度が実効性を持つように、ざる法にならないように、社会学・心理学との共同調査が必要である。

合理的な政策を創ろうとしても、現実の政

あべ やすたか
1964年3月東京大学法学部卒業
後、東京大学法学部助手、1967年
8月神戸大学法学部助教授、1977
年4月神戸大学法学部教授、2000
年4月神戸大学大学院法学研究科教
授、2005年4月中央大学総合政策
学部教授（2012年3月、定年退職）、
現在は弁護士として活躍中。
著書に『行政法の解釈（2）』『やわ
らか頭の法戦略』『対行政の企業法
務戦略』『行政法解釈学I-実質的治
治国家を創造する変革の法理論』ほ
か多数。



弁護士

阿部 泰隆

治過程では、認識不足、既得権者の抵抗、利害団体の誘導、組織の腐敗などによって歪められる。政治学や行政学の研究により、その実態を明らかにして、正義にかなった政策を創る方向へと軌道修正すべきである。

このように、政策を現実に法の形にまとめるには、各種の政策関連学問と法律学との間の対話を充実させ、すべての学問の総力を結集することが必要である。

そうすれば、法律学も、立法に寄与できる学問へと飛躍できるし、各種の政策関連学問も、法律学との対話を通じて、その意図するところを法的な障害をクリアーして実現できるのである。今日このような意味での政策法学研究を行う本格的な組織が緊要である。